

地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第３号又は第４号の規定に基づく随意契約の令和８年度分の事前公表について

地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第３号又は第４号（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号又は第４号）該当随意契約について木津川市契約事務規則第２４条第２項第１号及び第２号の規定により令和８年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概 要	契約予定期間	契約の相手方の決定方法及び選定基準	備考
１	工務課	山城浄水場宿直及び日直業務委託	浄水場宿直及び日直業務	第１四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第３号
２	工務課	観音寺浄水場宿直及び日直業務委託	浄水場宿直及び日直業務	第１四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第３号
３	工務課	加茂地区浄水場施設等巡回業務委託	水道施設等巡回業務	第１四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第３号
４	工務課	毎日水質検査等業務委託	毎日の水質検査測定及び配水流量計の検針業務	第１四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第３号
５	工務課	水道施設植栽管理業務委託	水道施設除草・剪定業務	第１四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第３号
６	業務課	木津川市上下水道部宿日直業務委託	木津川市上下水道部宿日直業務	第１四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第３７条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第３号

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく随意契約の令和 8 年度分の事前公表について

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 3 号又は第 4 号（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号）該当随意契約について
木津川市契約事務規則第 2 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により令和 8 年度分の契約に関わる事項を契約の締結前に次のとおり公表します。

番号	担当課	契約の名称	概 要	契約予定期間	契約の相手方の決定方法 及び選定基準	備考
7	業務課	水道開閉栓業務委託	水道開閉栓業務	第 1 四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 3 7 条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第 3 号
8	工務課	加茂浄化センター将来地ほか除草業務	加茂浄化センター将来地ほかの除草業務	第2四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 3 7 条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第 3 号
9	工務課	加茂浄化センター樹木剪定業務	加茂浄化センター敷地内の樹木剪定業務	第3四半期	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 3 7 条に規定するシルバー人材センターで市内に所在する団体であること	第 3 号